

## 第 22 回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時 平成 23 年 2 月 14 日 (月) 午後 1 時 30 分から  
場所 市役所第二庁舎 10 階 講堂

### 議事

#### (1) 平成 23 年度に向けた住民自治協議会に係る課題等について

##### ① 住民自治協議会事務局職員人件費に対する財政支援について

Q1. 現在、事務局をやっていますと、いろんな事業の質問だとかですね、申し込み等の受付とか、そういうものは半日ですと完全じゃなくて、いつでも住民から問い合わせなり、申し込みがあれば受け付けられるような体制を取らないといけないですから、どうしても、支所の皆さんにお手伝いをいただいているのが現状です。それと、これからの、いろんな事業をやっていますと、1人がフルタイムでやったとしても、その人が事業について全て知ってるわけじゃないので、現状、私の方では必ず支所の人担当制になってまして、部会へ必ず出席していただいています。その部会へ出ている担当者は、その部会の事業について大体頭に入っていると。そういう方がいていただくと非常に心強いのは、住民からいろんな質問とか、問い合わせ等あった場合もいちいち委員へ取り次がなくとも、ある程度の返答ができるという体制になります。ところが、1人だけでフルタイムでやっても、そこまで全部をカバーするっていうことはできませんので、従来どおりのそういう担当制ってのは、ある程度継続していただくのがいいんじゃないかなあというふうに思います。

それと、お手元の別紙になってます5ページの表ですが、どういう出し方をしてるのか、ちょっと分からないんですが、一件一件の事務量っていうのが本当に、ストップウォッチなんかを使ってやったんだろうか、一般の民間の大きな企業ですと必ずやります。それやらないとですね、翌年の人事計画も立ちません。ですから、かなり細かく一般の、大きな企業ですと積み重ねてやっていますし、システムが変わるとその都度、その部分については検証し直します。そういう作業をずっと積み重ねてやっていますんで、市も、システム化って言いますか、事務量調査、そういうものの必要性ってのはあるんじゃないかなというふうに感じました。それで、ここでは最初のところに割合が入ってて、普通に考えると時間換算でというふうになってるんで、それがどういう時間で、どういうふうになってるかってのはちょっと、色々考えても分からなかったんですが、基本的には右側の80時間云々ってところありますが、現在やってる担当者の、例えば出納事務ですとどのくらいかかっているかと。しかも80時間というか月ですよ、1か月どれだけこれにかけてるかという、そのタイムを集計したものをちゃんと計算して出したものかどうか、その辺がちょっと、はっきりわかりません。ちなみに、一番上の会計事務出納事務の28.9時間ってのがありますが、これを20日間で1日平均しますと1.45時間になります。現在、私が見てる限りにおいては1.45時間ではとてもできません。例えば、現金は手元に置けませんから必ず金融機関へ預けに行き、預かったものを翌日の朝またおろしてくるという作業が入ってきますから、とてもこんな時間では間に合わないと思うんですね。ですから、現実的な調査に基づいた

資料なのか、どうなのか、先程のお話はちょっと、32 地区の平均的なもので支所からどう  
いう事務をやってるかを聞いてやったということなんで、実際のタイムを取ったようには  
思えませんが、その辺どうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

A1. 住民自治協議会と事務局の仕事というのが、総量としてどこまであるのかというのは地  
区によって相当バラつきがあるだろうとっております。1人で無理だと、じゃあ何人な  
らいいのか、というのも必ずしも言えない。例えば、ある地区は1人でできるからいくら  
で、この地区は5人いるからいくらですというような市の支援の仕方というのは、ちょ  
っと違うのではないかと。市の住民自治協議会に対する支援のあり方というのは、基本的  
には同じルールで行くべきだと思っております。若干の違いがあるのは当然あり得る話だ  
と思うんですけども、ただ、先程申し上げたように3人だからいくら、1人だからいくら  
というような形の支援っていうのは難しいんじゃないかと思っております。じゃあどこ  
が適正なのか、現在支所がそれぞれの住民自治協議会の事務局の仕事をお手伝いしてい  
る分があるわけなんですけども、それもバラついているもんですから、なかなか、これも一概  
には正直言っていえないんです。つまり現状から導き出してくること自体が極めてちょっと  
困難だということにおいて、そもそも理念的に論理的に考えた場合、住民自治協議会が自治  
組織なのであれば、自分たちの事務局の仕事はまずは全部やらせようというのが基本的  
な考え方だろうと。それに、現段階でフルタイムの1名分を当ててみようということでご  
ざいます。これで全てできるかどうかというのは、検証しながら進めてみないとわからな  
い、ということでもあります。ですから、1名で足りるかどうか、ちょっと足りないとい  
うお声ももちろんたくさんあるわけなんですけれども、実際の状況を見ながら検証して進  
めていければと考えているところでございます。

2点目についてですが、タイムを計ったのかというご質問なんですけども、タイムは計って  
おりません。現時点で仕事の種類をいくつも挙げていただきまして、その仕事を住民自治  
協議会でこれはやらなきゃいけないという量を100というように見ていただいた時に、  
職員と支所と住民の皆さんの割合というのを時間で出させていただいております。です  
からまずここで見たのは総量としてどのぐらいかかっているかではなくて、全部で100  
必要だと、会計出納事務で100必要なんだけれども誰が何パーセントやっていますか、  
という割合でしかありません。ですから、完全な時間の総構築の積み上げではないです。  
まずはこの割合というのがとても重要だと考えました。これがお答えのひとつです。  
ここからどうやって右の表へ進んでいくかということなんですけれども、もうちょっと  
詳しくお話しいたします。例えば、会計出納事務ですと、職員の方69%、支所19%、  
住民11%、このところは計算をしていただいております。ちょっと中には100にな  
ってないところもあるんですけども、割合として出てきたまま、数字を出させてい  
ただいております。そしてこの69%が職員の方にやっただけのお仕事を全部で100  
とした場合、時間的にどのくらいかかっているか、会計出納事務ですと、職員  
の事務割合というのは全体を100とした場合、36%ぐらいかかっているという  
認識でございます。この36%というのが、半日の勤務ということだと約80時間、  
そのうちこの事務に要している時間というのを、この段階で初めて時間にして  
おります。これが本当に実態に即した数字かということ、それは地

区のバラつきもありますし、あくまで割合から出してきているものですから、必ずしも実態に即したものではないと考えております。同じような計算の仕方、支所が行っている事務を職員が行う場合にはどのくらいの時間、住民の皆さんにやっていただいているのを職員の方がやるとしたらどのくらいの時間、それを全て右側のトータルで足したのが151.8時間ということでございます。これはあくまで参考表だということでご覧いただきたいと思うんですが、冒頭に申し上げましたように、各地区でバラつきがある。しかも総量が一定しない中で、どのくらいの時間が必要なんだ、どのくらいの間が必要なんだというところまでは、正直辿り着けないのが現状でございます。そうした中、まずはフルタイムの職員でやってみていただいて、その状況を検証しながら進めていきたいということです。以上です。

Q2. 私どもの地区でも、半日勤務の若い奥様、子育て中の若い奥様、半日勤務でお願いしているわけですが、私、活動の中で感じていることは、会議になかなか出ていただけない。住民自治協議会の会議や事業は日曜や祭日、あるいは夜間問わずたくさんあるわけですが、そういう時に出ていただけないというのが、まあ大変だというふうに思っているわけですが、先程のように活動の継続性を担保するためにも、独立した事務局が必要だという話ですけど、そういう意味からいくと、予算を増やしてもらっても、ここにあるような分担がなじまないというところに、5ページの左下の網掛けの部分に会議への出席とか活動支援担当との連絡調整、事業・イベントへの参加等、事務一般とありますけれども、こういう実際に事業に参加していただかないと、実態がわからなくてただ紙に書かれた計画だけで、事務員さんは簡単な通知を出すとか、初歩的な事務で終わってしまうんじゃないかと思えます。やはり、住民がどんなことを考えてこの事業を計画したのか、それを会議で、その経過がわかっていて参加していただかなければ意味がないなと思うんですけどもどうでしょうか。この、分担することがなじまないというのはどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいんです。

Q2. この分担することがなじまない事務、事務局の方がおひとりいらっしゃって、会議に出るか出ないかというだけで、出れば100%だし、出なければその人の役割はないということで、つまり支所や役員の方との方が分担することができない、本当に出るか出ないかということなんだということで、分担することがなじまないと書かせていただいています。別の言い方をさせていただくと、例えば一人の方が朝から晩まで事務局にいる。月曜から金曜までしか働く時間がないにも関わらず、土曜日の夜の会議、あるいは日曜日の会議に出るとなると、一人しかいないわけですから、出られない。そのため、関わりが薄くなってしまおうというようなことだと思います。そこところは私どもも非常に感じておりまして、実際に事務局の方が本当に事務局として切り回していただくのであれば、住民自治協議会は今どんなことを考えていて、各部会でどんなことをやっているんだというのを、まさに自分で会議を段取りをしていただく、あるいは進行は会長さんなり部会長さんにお任せするとしても、きちんと書記として議事を取っていくとか、その内容をきちんと報告するとか、そういった関わりを十分持っていないと、十分な事務局の機能が発揮できないという点では、全く一緒の考え方でございます。そうした中で、フルタイムの開設と

いうところと引っかかってきちゃうんですけども、私どもとすると、ある程度夜の会議とかに出ていただく時には、少し勤務時間をずらしていただくなど、フレックスというようなことも考えております。それから、たった一人が全ての時間、事務局にいるのではなくて、例えば2人で、午前と午後で分担をしていって、できるだけ時間を融通しながら、全体をシェアしていくというような方法も、提案をさせていただいております。そうした意味では、現在の財政支援の中で、辛うじてフルタイムが雇える状況ですから、土日のイベントや何かに全部出てくださいというところまではちょっとお話しにくいというのは、私どもあるんですけども、なんとかフレックスなり、あるいはワークシェアリングのような形で、住民自治協議会や事務局の方がその部会に出る、あるいはイベントの準備なりお手伝いしていけるというような、実質的な事務局としての機能を果たしていただけるような形で考えていきたいと思っております。

Q3. 基準額に5%~15%っていうことをお聞きしたいんですけども、5,000世帯というところも基準としてどうなのかと思うんですが、フルタイム化するということはですね、これは地区によって半分ずつ2人でもいいんでしょうが、フルタイムにするってのは先程のお話じゃないですけど、継続性を持って1人の人が担ってもらいたいという、こういう意見じゃないかなと私は思うんですね。そのところでフルタイム化するということは、今度残業が出てくる。あるいはフルタイムにしたことによって雇用保険、いろんなそういう保険が、社会保険から掛けなければいけない。そういう手当ををしていかなければいけないんでしたら、この5%~15%では賄い切れないんじゃないかなと思うんですね。増額していただくのはいいんですが、1人分だけで、あと5%分パートタイムで雇うって、それはちょっとできないことだと思いますんで、どういう形式で5%~15%を制定されたのかお聞きしたい。

A3. これも実は大前提の話なんですけど、その地区の世帯が多いと、どのくらいの事務量が増えるかなかなか特定できないものなんです。ただ、一方で、でも多いから色々大変な面はあるんだけどって言われると、確かにそういう面もあるんだと思います。私どもでは、まず5%~15%というのは、先程のように、1人なり2人働いていただくにしても、例えば1人であれば概ね100万円ぐらいだとすると、雇用保険程度で済みます。他の社会保険等は結構でございます。扶養に入ったまま働くことができます。この5%~15%というのは、この1人なり2人にどの程度時間外をやっていただけるかというような範囲だと思っております。5%で1人だとか、15%で1人ということではなくて、あくまでも継続性を担保するために、世帯が多いことによって、どうしても仕事が増えちゃう面があるとすると、それをこの5%ないし15%程度で、ある程度吸収できればいいかなというような考え方でございます。

Q4. 人件費を充実をして住民自治協議会の活動をしやすくすることにご奔走いただいている市の姿勢っていうのは大変ありがたいんで、是非、積極的にやっていただかなくちゃいけないなど。やはり現場は市の職員と違ってどんどん、1年で交代していってしまう。そういう中で、住民自治協議会として継続的な仕事を求められているんですね。そういうものをどのように定着させていくかという点では、やはり事務局長っていうか、そういう人の存

在が大きなものになるんじゃないかという意味で非常に結構だと思うんですが、この背景に、住民自治協議会が段々成長して独立していけば、支所の職員があまり関係ないというような認識を私は絶対持ってほしくないなと思ってます。住民自治協議会の地域での活動というのは、大きく言えばやっぱり住民サービスですから、広い意味の市の仕事なんですね。だから、市も金出して、局長の金も出したりして、支援をするわけですから、その精神はやっぱり、特に支所の職員、都市内分権課の皆さんは、そういう面では大変前向きにやっけていただいているんですが、現場へ行かれていた支所の職員が、住民自治協議会の皆さんと一緒に地区振興にあたっていくという思いを持っていないと、住民自治協議会の活動が現場で行われてますから、私の経験で申し上げますと、やはり違和感が出たりして、非常にしっくりいかない。だから、そういう面では、市の今後の役割は助言とか、相談とか、そういうことは書いてあるからいいんですが、やはり自らも参画していくという支所職員の認識を、しっかり協力してもらって、そういうことが住民自治協議会が現場で本当に活動しやすい土壌になるんじゃないかと思ってまして、ぜひ都市内分権課の皆さんにはそういう視点もお忘れなないようにお願いしたい。

- A4. 全く私どももその通りに考えてございます。支所長と定期的に意見交換する機会がございしますが、そういった形の中で意思をしっかりと統一というふうに考えてございます。支所は支所として、どういう役割分担をきちっとやってくかというの、なかなか今まで議論してこなかった部分がございます。そこを議論する中で、やり方としてしっかり口は出してくよ、相談に応じてくよと、しかし、なかなか手を出さないなんていう言い方はしてませんが、基本的には住自協の皆様と一緒に地自治を進めてくよという意識でございします。そういう意味ではなく、皆さんが自立をしたから一切手を引くということではなくてですね、住自協が自立する方向が確立できるように、支所としての役割分担をしっかりと果たしていこうということでございします。それにつきましては、27 地区の支所長も全く同じように考えてます。以上です。
- Q5. 4 ページで、自立を目標とするということで、移行期間を 3 年をひとつの目安と考えてるというのが現行のお考えだと思うんですけども、概ねの目安として、1 年目、2 年目、3 年目でどういった段階を踏んで、自立に向けて移行されていこうとしているのか、現時点のお考えが固まっておられるのであれば、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。
- A5. 正確には細かくはもちろん決まっています。といいますのは、支所によって全然やってきてるレベルが違いますから、みんな同じ速度で進んでくださいということは申し上げることはできないと思っております。ただ、来年度に向けて、これから予算が正式に議会でご承認をいただけましたら、できるだけ早い段階で、人件費を十分に使った中で職員の方を例えば新たに雇う、あるいは雇用時間を長くするというような対応をお願いをしたいと思っております。来年度のできるだけ早い段階で、まずは事務局をフルタイムで開けていくという、非常に身近な、よく目に見える形のところで、来年度、できるだけ早い時期にそこまで辿り着いていただけるような形でお話をしたいと思っております。その後の進捗というのは、かなり個々ということになるかと思いますが、全体を通しては、できる限り住民自治協議会の皆さんにこの目標に向かって、長野市全体としてより良い地

域を作っていくための基盤作りなんだというようなどころをご理解いただいた上で、積極的に取り組んでいただけるようにお話ししてまいりたいと思っております。以上です。

#### ⑤住民自治協議会の会計事務等についての聴き取り結果について

- Q6. 地区社会福祉協議会と住民自治協議会の問題についてお聞きしたいと思います。私どもの地区では、合併前、法人格を持った町の社会福祉協議会がありました。そういう長い歴史もあり、非常にしっかりした組織で、大変いろんな活動も活発に行っております。それが、合併後は法人格はなくなったようですが、それに伴ってかなりの基金もあつたりしていました。ところが、住民自治協議会の一部に入れなさいと市からの指導で入ったと言っていますが、非常に複雑になっています。先程の説明にもありましたように、いたずらに予算規模が大きくなっているんじゃないかと思えます。そのために、社会福祉部会の市社協からの予算が大幅に大きくなっていて、私らが不思議なのは、市社協からいただく補助金も住民自治協議会を通過していると予算書に載っています。そうすると余計な手数がかかり、振り込み手数料もかかる時代ですから、非常に無駄が多いんじゃないかなど。いたずらに複雑になっています。社協を住民自治協議会の部会にされておられる地区というのはどのくらいなのか。それから、そのように指導されたという理由と伺いますか、メリットがどこにあるのか、そのことについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
- A6. 合併の時の基金とか、そういうものは市の社協に一元化されて、法人格も移行していると思えます。今、申し上げたような私の説明は、地区の社会福祉協議会自らの活動という中で、住民自治協議会の皆さんとお話しし、住民の福祉増進ということもあり、これから住民自治協議会の福祉に関わるものは非常に大きなウェイトを占めていくだろうと、これを住民自治協議会と別の組織に置いておくことが地区としてよろしいのか、それとも大勢の住民のパワー、協力が必要だということの中で一元化するのがいいか、それはそれぞれの地区でご判断をいただきたいということでご説明申し上げました。現状ではほとんどのところが部会の中に位置づけはされていらっしゃる。ただ、会計については特別会計というところで処理されている場合もありますし、住民自治協議会の一部会ということで経由して、そこで処理している場合もございます。もちろん、その場合に振込手数料とかそういったものが関わってくるというのは事実でございます。ただ、この部分を活動として切り離しちゃうと、住民自治協議会の大きな活動の部分が欠如しちゃうということになっちゃいますので、そうすると住民の皆さんが一生懸命やっている活動っていうのが逆に見えなくなってしまうということでは、やっぱり大きな部分を占める活動であろうということで認識していただくと。それで運用していただきたいというのがございます。ただ、会計について、もし不必要な支出があるようでしたら、どのようにやってけばいいっていうのは、別の手段を講じることが可能だと思いますけども、それぞれ問題があるところにつきましてはご相談に応じてますし、来年度以降出てくれば、その都度、部会とかそういった方々のネットワークの中でまた情報交換して、一番良いやり方をそれぞれに学習していただく機会を作っていく必要はあるかなと思っております。以上です。

Q7. 特別会計にするように指導されたと聞いていますが、社協の会計を。そうすると、部会にするという意味があるのかなっていうふうに私は思うんですけども。

A7. まずは特別会計にしてくださいとお話をいたしましたのは、福祉自動車の運行の部分のみでございます。福祉自動車の運行というのはご存知のとおり、もうお金がその中できちんと完結してしまいます。これは特別会計で是非やってくださいというお話を申し上げました。一方、それ以外の地区社協の一般会計的な部分というのは、できれば住民自治協議会の一般会計の中に含めていただけませんかというお話をさせていただきました。その結果、例えば地区の中で地区社協という名前もないです、会計も住民自治協議会に完全に一本化していますというところから、名前は残っていたり会計がちょっと別だったりというような形はありますけれども、少なくとも一番ご理解いただきたいのは、住民自治協議会の活動にあって、これまで地区社協がやっていた活動というのは、まさに住民自治協議会の活動の中心を担う部分だと思っています。この部分について、今までと同じように地区社協という枠組みの中だけでやろうとするのか、それとも、その枠組みを緩やかに溶かして住民自治協議会というより大きなキャパシティの中で動いていった方が地域の福祉がうまくいくのか、ここのところが議論の分かれ目だと思っています。そして、私たちは原則的に、できるだけ住民自治協議会と地区の福祉の活動というのが一体的になっていくのが方向性とすれば望ましいと考えております。先程の特別会計については、私どもではそのように了解をしておりました。あくまでも福祉自動車ということで、お話をさせていただきます。

Q8. 福祉自動車の会計は別になってるはずですよ。特別会計に元々なっていました。それで、社協の予算は、住民自治協議会の予算の4割ぐらいになるんですよ。地区社協、福祉部会の予算が。先程言われたように、こういう認識では取られるんだったらどうしてそんなことになったのかなと疑問を持ったんですけども。いたずらに住民自治協議会の予算が膨らんでいる。それから、支援事業の補助金の3割以上の繰越金を残した場合は返還しなきゃならないという規定もありましたね。そうすると、社会福祉協議会っていうのは元々、いつ災害があるかもわからないし、かなりの基金も住民自治協議会の予算から比べたら、繰越金も多いんですよ。そうすると、面倒が出てくるんですよ。その辺をどのように理解したらいいのか。

A8. 一括交付金の繰越等につきましては、事務的なお話になりますので、よろしければまた後でご相談ごとをさせていただければと思っております。ただ、住民自治協議会を作ってください、そういったアプローチをしてきた一番根幹のところに、地域にあるお金、これをできるだけ有効に活用していただくというのが基本的な考えのひとつにあります。そうした時に、小さなグループの中でお金を確保して、その中だけで使って残していくのではなくて、ここにあるお金をみんなひとつのテーブルに出して、それをみんなで使い道を決めていくという方法が望ましいんじゃないかなと思っておりました。そういった意味では、確かに地区社協にかかっているお金の動きというのは、今までも、結構多かった部分があるんですけども、それを含めて住民自治協議会の中で地域福祉を運営していく最も良いやり方、そのために考えていただけるような方策が、方向性とすれば望ましいかなと

思っております。

- Q9.** 今ちょっと社協の話出ましたんで、私どもの方も、社協の事務量はものすごく多いんです。したがって、今、事務局でやろうとしているんですができません。しょうがないですから、社協の事務員が帳簿つけとか、そういうものをやっています。ただ、活動については、部会の活動としてやっております。会計については、非常に負荷が多いんで、社協と、また担当の方とご協議いただきたいなあというふうに思います。それから、今聞いてますと、23年度から大項目が18ですか、それに中項目は一部会30事業、小項目は一項目だけになっちゃうということであるんですが、これですと部会所属の団体ごとって言いますか、極端に言いますと私どもの地域では、まだ団体は解散しておりません。その方が活動しやすいから、その方がいいんじゃないかということをやっています。そうすると旧団体で、一括になったところについては、できれば団体ごとの集計ができるような方策をお考えいただけないかということをございます。以上です。
- A9.** 会計処理ソフトを住民自治協議会にお渡しをいたしまして、この一年間やってきていただいているんですが、その改正のお話であります。後ほど技術的な部分のお話をさせていただければと思います。団体ごとに集計することは可能です。
- Q10.** 32の住民自治協議会の、特に会長から市長等への陳情意見書、こういうものについては、地域振興部の方では把握、特に地域の活動の把握ということからすると、把握しておられるんじゃないかなと思ってはいるんですが、いかがでしょうか。
- A10.** 現時点で、32地区の皆さん一斉にというような形のご要望というのは、特に要望書というのは封書とかではいただいておりますし、把握もしてございません。そもそも32地区の連絡会のあり方というものも今後考えていかなきゃいけないかなと思っているんですが、あくまで、住民自治協議会の会長さんが32名集まって、例えば連名とかでのご要望いただくんだとすると、やっぱり都市内分権の内容になってくるのかなと思っています。それ以外は、例えば地域ごとにこういうことをやってもらいたいとか、ああいうことをやってもらいたいとか、それは今までと同様に各地区の方でやっていただくことがあるかというふうに思っております。個別のものにつきましては、特に一覧という形では持ってないです。あくまで事業担当課で、今まで継続的に持っていたものを引き継いでいるっていうことだと思います。
- Q11.** 地域振興部ができたわけですから、32地区のいろんな活動、とりわけ、その一つとして市長陳情など、会長から行政に上げた中身は知っておく必要があるんじゃないかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。
- A11.** 内容によりましては、私どもが把握しておいた方が、今後の行政にとって有効なものも多々あると思っております。ただ、専門分野におきましては、私どもでは知りおくと言っても、本当にこういうことがあったという程度のことで、意見を差し控えた方がいいような部分のものも考えておりますので、ケースバイケースで対応し、実績を積み重ねていく上で、何らかまとめた方がよろしければ、その時点でご提案させていただければと思っております。